

報道機関 各位

山形県立中央病院長

県立中央病院の医療事故に係る公表について

このことについて、下記のとおり医療事故が発生しましたので、「山形県立病院医療事故公表基準」に基づき公表します。

記

1 医療事故の概要

令和6年2月上旬に行った手術について、手術の翌日、X線撮影画像を確認した際にガーゼが患者の胸腔内に遺残していることに気づき、家族に説明の上、胸腔鏡下手術でガーゼを摘出するに至ったもの。

(患者：男性、50歳代)

2 原因

- ガーゼ使用后、看護師が専用容器に使用済ガーゼを入れ、枚数を記録して使用前の枚数と突合することで遺残の確認を行っているが、専用容器に入れた枚数の確認誤りがあったものと考えられる。
- また、手術終了後、医師がX線撮影画像を確認した際、①患者に除細動器用のパッドが貼付けしてあり、やや見にくい状況だったこと、②手術の仕上がりの確認に傾注し、遺残物の確認が疎かになっていたため、写っていたガーゼを見落としてしまった。

3 再発防止策

- 専用容器に使用済ガーゼを入れた後の枚数確認を、複数人で複数回行う。
- 手術終了後のX線撮影画像の確認について、確認するポイントを整理し、2名以上の医師等による確認を徹底する。

以上

担 当：県立中央病院 事務局次長 松澤 恭助
(代表) 電話 023-685-2626